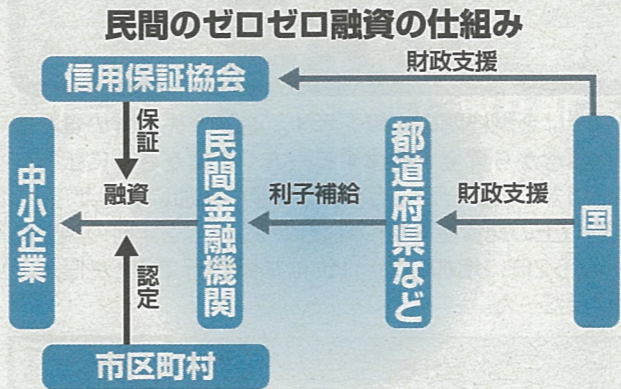


Q1 なぜ今、地銀は中小企業に多額の貸し出しができるの？

新型コロナウイルス感染拡大の影響で資金難に苦しむ中小企業を支援するため、地方公共団体と金融機関、信用保証協会などが連携して実施する「制度融資」を活用しているからだ(図)。

この制度は、都道府県などが貸手の金融機関に利子を支払うことにより、借り手の中小企業は利子を負担せずに済む。中小企業からみると、事実上、無利子・無担保で融資を受けられるため「ゼロゼロ融資」とも呼ばれている。



(出所)大和総研作成

# Q&A 地銀で学ぶ

## いま

おさない ざとし 長内 智 (大和総研金融調査部主任研究員)

地方銀行を取り巻く状況をゼロから解説する。

政府は中小企業の経営破綻を防ぐため、ゼロゼロ融資を、2020年5月から21年5月末までの期間限定で民間金融機関が利用できるようにした(政府系金融機関は年末まで当面延長)。

ゼロゼロ融資の対象となるのは、売上高が前年比5〜20%以上減少した事業者などで、市区町村が事業者からの申請を認定すれば融資が決まる。信用保証協会保証付き融資は、公的な信用保証協会が保証人となって実行される。保証が付くケースは、①新型コロナウイルス危機などによる急激な経営悪化、②資金繰りの改善、③創業、④事業承継 などがある。今回のゼロゼロ融資は、信用保証協会のセーフティネット保証

4号(突発的災害における支援)・5号(業況悪化業種への支援)、危機関連保証のいずれかを利用し、かつ要件を満たした場合、制度融資の枠組みを通じて利子が補給される(都道府県が企業に代わり利子を金融機関に払う)、保証料も減免される。当初の融資枠は3000万円だったが、その後2回引き上げられ6000万円となった。

ゼロゼロ融資は貸手の金融機関にとっても恩恵が大きい。通常、民間金融機関は信用保証が付かない自前の融資(ローパー融資)を実施するのが基本だ。これに対して、ゼロゼロ融資は、融資が焦げ付いた場合に信用保証協会が最大100%保証するため、無担保であっても貸し倒れリスク

で上乗せされる。

三重銀行と第三銀行が今年5月に合併し、誕生した三十三銀行(三十三FG)は前者の条件を満たしており、今後、上乗せ金利を受け取ることになるとみられる。

地銀の数は1991年の132行から、経営統合や合併を経て今年5月には99行と2桁台になったが、まだ銀行数が多い「オーバーパーキング」ともいわれ、今後も政府と日銀の支援政策により、再編が一段と進む可能性がある。

Q3 公的資金を注入された地銀は今どうなっているの？

現在、地銀に注入されている公的資金は、過去の金融危機の教訓を踏まえて04年6月に成立した「金融機能強化法」に基づくものだ。この法律は、財務状況の悪化した金融機関が融資を控えるなどして地域経済への円滑な資金供給が阻害されないよう予防的に公的資金を投入する手続きを定めている。

08年のリーマン・ショックや11年の東日本大震災などに伴う金融・経済情勢の激変に対応するため、複数の地銀に対して公的資金が注入された。近年の厳しい経営環境の下、一部の地銀は過去に国が優先株(配当を普通株より優先して受

がない。また、利子相当分は都道府県が3年間、金融機関に補給する。金利は1・7〜2・2%前後で、金融機関にとっては利ざやを稼ぐことができ、金利競争のマイナスを取り戻す好機だ。このため、地銀と地方企業の双方にとって有利なゼロゼロ融資が急増した。とりわけ、地銀はライバル行に先を越されないように資金需要の掘り起こしに注力した。全国銀行協会によると、ゼロゼロ融資の申し込みが終了した今年3月末までの申込受付件数は約66万件、融資決定金額は累計で1兆7000億円だった。

Q2 国や日銀は、なぜ地銀同士の経営統合を誘っているの？

「地銀再編」の意向を示している菅義偉政権の下、政府と日銀は3本柱の政策により、地銀の再編を後押ししている。

一つ目は「再編規制の緩和」だ。昨年11月27日に施行された「独占禁止法の特例法」により、同じ都道府県内の地銀の経営統合や合併をしやすいとした。公正取引委員会は、寡占状態が生じかねない地銀の経営統合や合併に対して厳しい姿勢をとってきた。しかし、地銀

けられるが、議決権に一定の制限が付された株式)を引き受ける形で資金注入された公的資金をいまだ完済できず、その返済期限が迫ってきている。24年に公的資金の優先株がすべて普通株に強制転換される「一斉取得日」を迎える地銀が7行あり、原則それまでに返済を終えなければ事実上「国有化」される(表)。

コロナ拡大の影響で企業の資金繰りが厳しくなる中、金融機関の財務状況が今後急激に悪化し、企業に必要な資金が十分に供給されなくなる可能性が懸念された。そこで、政府は、これまでよりも金融機関が公的資金を申請しやすくなった「改正金融機能強化法」を20年6月に成立させた。具体的には、公的資金の申請期限を26年3月まで4年間延長し、おおむね15年以内としていた公的資金の返済期限をなくした。また、公的資金の注入枠を12兆円から15兆円へと拡大し、申請にあたっては今後の収益目標や経営責任を問わないようにした。コロナ禍が長期化する中、公的資金を新たに申請する地銀が出てくるのか、さらに公的資金注入の返済が順調に進むのかという点が今後注目される。

の収益環境が厳しさを増す中、利用者にも不利を生じさせないなど一定の基準を満たす場合、10年間の限定で独禁法の適用から地銀を除外することにした。22年4月に経営統合予定の青森銀行とみちのく銀行のケースが、特例法の適用第1号になる見込みだ。

二つ目は「費用補助」。今年5月19日に成立した改正金融機能強化法に盛り込まれ、「資金交付制度」とも呼ばれる。経営統合や合併に伴うシステム投資と、店舗の統廃合によって生じる費用の一部が、預金保険機構の積立金から交付される。制度の適用を受けるためには、経営基盤の強化の「実施計画」を作成して国の認定を受ける必要がある。

公的資金注入の返済期限が迫っている

順位	銀行名	資本参加(年月)	公的資金額(億円)	一斉取得日【普通株に転換】
1	福邦銀行	2009年3月	60	2024年4月1日
2	南日本銀行	2009年3月	150	2024年4月1日
3	みちのく銀行	2009年9月	200	2024年10月1日
4	三十三FG(旧第三銀行)	2009年9月	300	2024年10月1日
5	東和銀行	2009年12月	150	2024年12月29日
6	高知銀行	2009年12月	150	2024年12月29日
7	フィデアHD(北都銀行)	2010年3月	100	2025年4月1日
8	宮崎太陽銀行	2010年3月	130	2025年4月1日
9	じもとHD(仙台銀行)	2011年9月	300	2036年10月1日
10	筑波銀行	2011年9月	350	2031年10月1日
11	東北銀行	2012年9月	100	2037年9月29日
12	じもとHD(きらやか銀行)	2012年12月	200	2024年10月1日
12	じもとHD(きらやか銀行)	2012年12月	100	2037年12月29日
13	豊和銀行	2014年3月	160	2029年4月1日

(注)FGはフィナンシャルグループ、HDはホールディングスの略 (出所)預金保険機構より大和総研作成